

資料

保存期間：5年  
(令和10事務年度末)  
令和5年10月3日

# 第6回 国税庁保有行政記録情報の 整備に関する技術検証WG

国税庁 企画課  
データ活用推進室

# 資料内容

1. 本ワーキンググループの位置づけ

2. これまでの議論

3. 本日も検討いただきたい内容

4. 今後のスケジュール

# 1. 本ワーキンググループの位置づけ

- 国税庁が保有する行政記録情報のオープン化に向けた検討を効率的に行うため、法的な課題及び技術的な課題に対する具体的な対応方法について検討・確認を行うことを目的として、国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会の下で、本ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」開催要綱（抜粋）

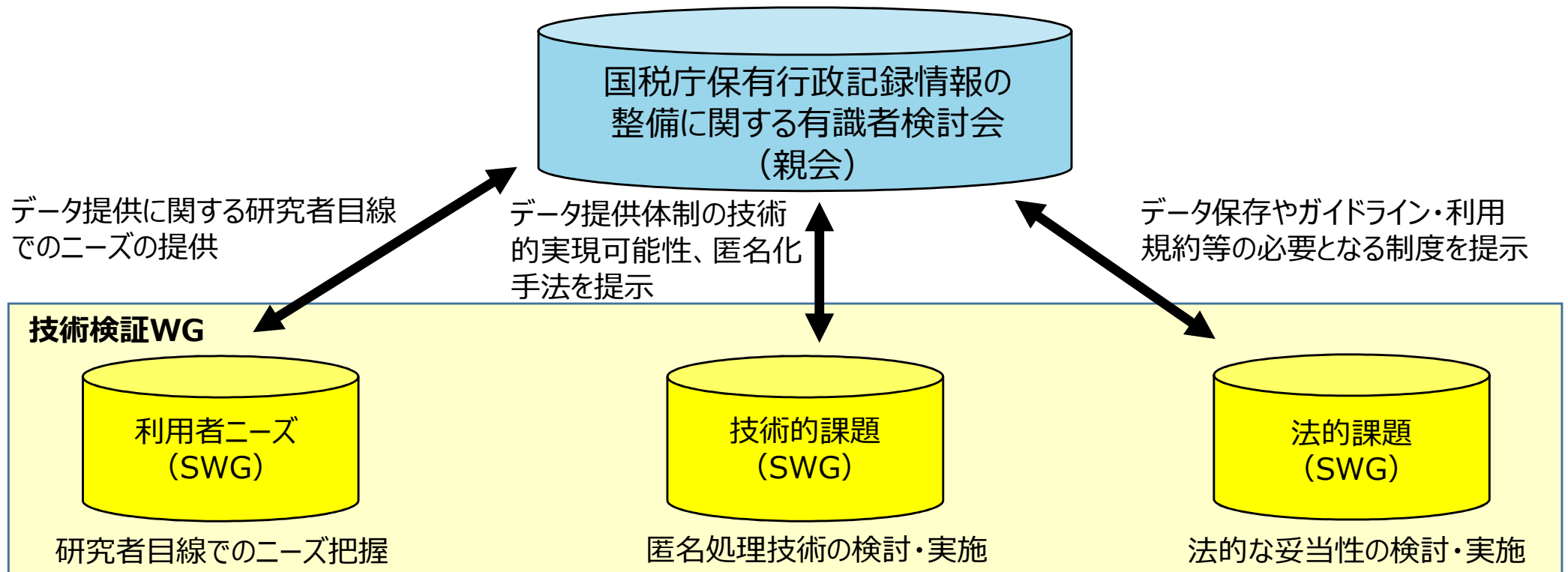
### 3 運営

- (2) 座長は必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。  
なお、ワーキンググループにおける検討結果は、有識者検討会に報告するものとする。

- 第6回となる本WGでは、データ提供に係るガイドラインや利用規約類の検討に関して、**法的課題を検証**することを目的として開催。
- WGにおける検討結果については、事務局（国税庁企画課データ活用推進室）において整理の上、「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」に対して適宜報告することとする。
- 第6回WGの構成員は、以下のとおり（敬称略）。  
伊藤 伸介      中央大学 経済学部 教授  
日置 巴美      弁護士法人三浦法律事務所 弁護士

# 1. 本ワーキンググループの位置づけ

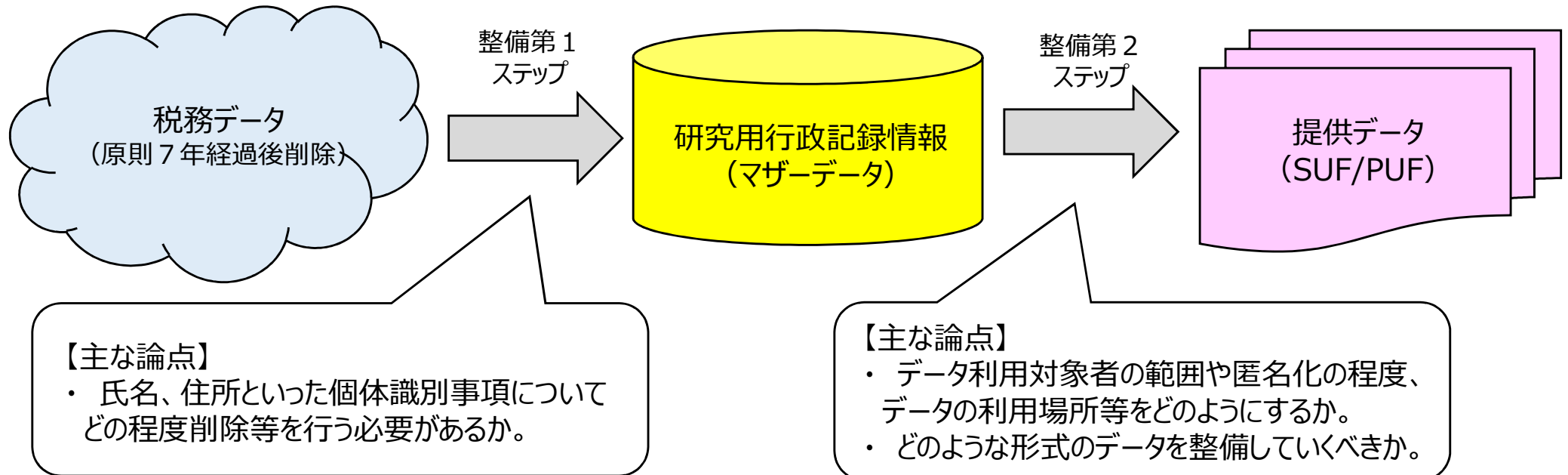
- 国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会は、統計学、経済学、法律の各専門家から構成され、全体の方向性を検討することを主な役割とする。
- 技術検証WGは、データ提供に関する研究者目線での**利用者ニーズの把握**を目的としたもの、そのうえで匿名化を施すうえでの**技術的課題の検証**を目的としたもの、さらに、議論の進展に応じて、データ利用に際しての法的規律を検討する**法的課題の検証**を目的としたものの開催を検討する。  
なお、WGの検討内容は有識者検討会へ報告する。
- ①データ提供に係るガイドラインや利用規約類は、主に利用者ニーズ・法的課題に係るWG、②詳細な匿名加工手法の検討は主に技術的課題に係るWGにおいて、更に詳細な検討を進める。



※ SWGは、サブワーキンググループを示す。

## 2. これまでの議論（整備ステップ）

- 国税庁がシステム内で保有する税務データは、現状、原則 7 年経過後に削除することとしている。
- 令和 3 事務年度においては、提供データ（SUF/PUF※）の整備に先立って、長期間保存が可能となる、研究用行政記録情報（マザーデータ）を整備するに当たっての検討を進めてきたところ（整備第 1 ステップ）
  - （※） SUF : Scientific Use File、学術研究用ファイル、PUF : Public Use File、一般公開型ファイル
- 令和 4 事務年度以降、より具体的なデータ提供に向けて、どのような提供データを整備するか議論を進めているところ（整備第 2 ステップ）



## 2. これまでの議論（第1回技術検証WG（法的課題））

### <第1回技術検証WG（令和4年3月24日開催）の議事要旨>

#### ○ マザーデータの「個人情報」該当性について

- ・ マザーデータとしてデータを保存する際に、氏名等の情報を削除する等の措置を講じる点については、コンプライアンスリスクを低減させ、保守的にマザーデータを運用する観点で好ましい。
- ・ この場合、マザーデータ内の情報だけで「特定の個人」を識別することが困難であっても、税務データとマザーデータにおいて共通のIDが使用されている場合、容易照合性があるものとして個人情報に該当すると考えられる。

#### ○ マザーデータに対する本人開示請求等への対応

- ・ マザーデータが個人情報として整理される場合、個人情報保護法等に基づく開示請求等があった際は、個人を特定できる範囲において対応することが求められるのではないか。

#### ○ マザーデータに対する情報公開法上の開示請求への対応

- ・ 氏名などにつき全部または一部を削除しているとはいえ、マザーデータ内の情報から図らずも個人が特定される場合、情報公開請求に対しては不開示となることが適当ではないか。

## 2. これまでの議論（第4回技術検証WG（法的課題））

### <第4回技術検証WG（令和5年3月14日開催）の議事要旨>

#### ○ 提供データの「行政機関等匿名加工情報」の該当性について

- 匿名加工したデータを、個人情報保護法上の行政機関等匿名加工情報として外部提供するためには、加工元の情報が情報公開法上の開示請求に対して全部又は一部開示できる必要がある。そのため、提供データの加工元であるマザーデータが、情報公開法上の開示請求に対して不開示になるのであれば、提供データを行政機関等匿名加工情報として取り扱うことは困難ではないか。

#### ○ 学術研究を目的とした「保有個人情報」の提供

- 行政機関等匿名加工情報としての外部提供でなくても、個人情報保護法上、行政機関等は、学術研究の目的のためであれば、保有個人情報を提供することは可能であると考えられる。

#### ○ 行政機関側の守秘義務の検討の必要

- 個人情報保護法上は提供が可能であっても、行政機関側の守秘義務の観点からも検討が必要となると考えられる。この場合、技術的な匿名加工の要件だけでなく、データ提供に関する法的規律についても更なる検討の必要があると考えられる。

## 2. これまでの議論（現在の方向性）

### <データ提供の整備方針>

- 貸出方式によりデータを提供する。
- 対象データについては、パーソナルデータから優先する。
- 匿名加工については、サンプリングや住所情報の加工方針から優先的に検討する。
- 個人情報保護法における法的位置づけを踏まえ、利用目的は学術研究に限定する。

検討事項	検討結果
①提供形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>閲覧方式・貸出方式</u>による提供可能性を検証。<u>利用者利便、早期実現の観点</u>を考慮すると、まずは必要な対策を講じたうえで<u>貸出方式での提供開始</u>を検討（閲覧方式の可能性も引き続き検討。）。</li><li>➢ 閲覧：利用者の利便性、必要となる体制整備等が課題。</li><li>➢ 貸出：リスクを低減するための方策（利用者の範囲・利用目的の限定や匿名加工の度合い）や不適切利用時のペナルティ等については要検討。</li></ul>
②データ項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>ビジネスデータは、公開情報が多い</u>。</li><li>→ まずは、<u>パーソナルデータから優先</u>して検討。ビジネスデータの提供可能性は、提供形態も含めて、引き続き検討を進める。</li><li>→ 提供データはあらかじめ固定（<u>データセット固定方式</u>）するが、今後、提供するデータ項目の範囲が拡大する場合はオーダーメイド方式の可能性も検討する。</li></ul>
③匿名加工手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 貸出方式であることを踏まえると、<u>より保守的な匿名加工</u>が必要と考えられる。</li><li>➢ <u>サンプリングは必須</u>としつつ、適切なサンプリング割合・レコード数について検討。</li><li>➢ <u>個人識別性が高くなる住所情報</u>の加工方針については、必要性も踏まえて、特に保守的に検討。</li><li>➢ その他の技法（<u>削除、一般化、トップコーディング等</u>）の適用については、データの性質を踏まえて詳細を検討。</li></ul>
④個人情報保護法 （利用者の範囲や利用目的）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ パーソナルデータを前提とした場合の個人情報保護法における法的位置づけについては、<u>学術研究を目的とした保有個人情報の提供</u>（個情法69②四）として、あくまでも<u>学術研究に限定</u>するものとする。</li></ul>

※ 上記を踏まえ、①データ提供に係るガイドライン・利用規約類の策定、②詳細な匿名加工手法の検討も進めている。



### 3. 本日まで議論いただきたい内容

- 前掲の整備方針を踏まえ、本日は、主に以下の点について、法的課題の検証の観点から、ご意見いただきたい。

#### <①情報公開法>

- 匿名加工した提供データの情報公開法上の位置付け（不開示情報に該当するか）

#### <②国家公務員法・国税通則法>

- 匿名加工したデータの提供行為は、国家公務員法及び国税通則法の守秘義務に抵触しないか
- データ提供を担保するために必要なルールとは

#### <その他の論点>

- ガイドライン・利用規約（素案）（税務大と共同研究におけるガイドラインや、総務省の独立行政法人統計センターによる公的統計の匿名データ利用の手引等を参考）の検討
- その他、上記以外にも検討を要する法的課題

# (参考) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (抄)

## (行政文書の開示義務)

**第五条** 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二（略）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

# (参考) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (抄)

## (行政文書の開示義務)

### 第五条

三～五 (略)

- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

# (参考) 国家公務員法 (抄)

## (秘密を守る義務)

**第百条** 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

- ② 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。
- ③ 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。
- ④～⑤ (略)

**第百九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 (略)

## (参考) 国税通則法 (抄)

**第二百二十七条** 国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び第一百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を含む。）若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 4. 今後のスケジュール

- 令和5事務年度（令和5年7月～）においては、データ提供に向けた準備（提供データの整備や、ガイドライン・利用規約類の策定）を本格化させることとし、令和6年度中に、準備が整い次第、対外的に行政記録情報の提供を開始することを目指す。
- 各WGにおける検証も踏まえつつ、提供するデータ、方式及び場所に関しては、有識者検討会において議論の上、決定する。

